

2026年度診療報酬改定 に伴う施設基準について

当院は、厚生労働省の定める施設基準を満たし、東北厚生局へ届出を行っています。

電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

当院では、令和8年度診療報酬改定により新設された「電子的歯科診療情報連携体制整備加算2」の施設基準を満たし、以下の体制を整備しています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認等システムを活用し、取得した診療情報を診療に必要な範囲で閲覧・活用できる体制を整えています。
3. マイナンバーカードの健康保険証利用を推進しています。
4. 診療報酬明細書を無償で交付しています。
5. 電子的歯科診療情報連携体制を整備し、質の高い歯科医療の提供に努めています。
6. 医療DXの推進により取得した情報を適切に活用し、安全で質の高い歯科医療の提供に努めています。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

当院では、医療従事者の賃金改善を実施し、人材確保と質の高い歯科医療の提供を継続するため、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」を算定しています。

本評価料は、歯科医療に従事する職員の処遇改善に充てられています。

歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、歯科技工士等の処遇改善および歯科技工業務の安定的な提供を支援するため、「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定しています。

本支援料は、補綴物等の製作を委託している歯科技工所に支払われ、歯科技工士等の賃金改善に活用されます。